

＜平成21年度版＞

# 大津漁港におけるプレジャーボートの漁港施設の使用について

## はじめに

十勝支庁管内豊頃町の『大津漁港』は、平成16年3月に十勝支庁管内の漁業協同組合とプレジャーボート団体が締結を行った『十勝支庁管内における漁業とプレジャーボートとの共存に向けた合意（以下「とかち合意」という。）』ほかに基づき、プレジャーボートの漁港施設の使用が可能（漁港開放）となった、全道で初めての漁港であります。

この『とかち合意』は、全道的に大きな問題となっている、プレジャーボートが関わる「海難事故」、「漁具被害」、「遊漁」、「漁港利用」などのトラブルを未然に防止するために、十勝支庁管内における『地域漁業の尊重』と『漁業と遊漁の共存』を基本に、「水産資源並びに漁場の秩序ある利用・保護・造成」、「漁港内の秩序維持」、「海難事故の防止」などを目的に、漁業協同組合とプレジャーボート団体の話し合いにより決められました。

このため、「大津漁港のプレジャーボートへの漁港開放」については、『とかち合意』の締結を行った、十勝支庁管内における漁業者とプレジャーボートの皆さんの「漁業と遊漁の共存」に向けての『信頼関係』を象徴するものであります。

大津漁港の使用を希望されるプレジャーボートの皆さんは、このような経過により、大津漁港が開放されたことをご理解頂き、次の『プレジャーボートの大津漁港を使用するに当たっての留意事項』の内容を十分ご理解して頂いたうえで、「北海道漁港管理条例」ほかに基づく、「施設使用許可申請書」などの関係書類を提出下さるようお願いいたします。

## ＜プレジャーボートの大津漁港を使用するに当たっての留意事項＞

- ①プレジャーボートの許可申請における注意事項について 【 2ページ】
- ②プレジャーボートの使用できる漁港施設について 【 3～ 4ページ】
- ③プレジャーボートの漁港施設を使用するに当たってのルールについて 【 5～ 6ページ】
- ④プレジャーボートの漁港施設使用許可申請について 【 7～10ページ】
- ⑤各種図面・各種許可申請様式・記入例など 【11～18ページ】
- ⑥出入港時の注意すべきポイント 【 19ページ】

## ① プレジャーボートの許可申請に当たっての注意事項について

大津漁港は、平成15年9月に発生した「十勝沖地震」の被災に伴う災害復旧工事は概ね終了いたしました。平成21年4月以降も大規模な漁港工事などが実施される予定であります。

このため、平成21年度に大津漁港の使用を希望するプレジャーボートの皆さんは、この『①プレジャーボートの許可申請に当たっての注意事項について』を十分ご理解して頂いたうえで、平成20年度と同様に、『②プレジャーボートが使用できる漁港施設について』(3~4ページ)並びに『③プレジャーボートが漁港施設を使用するに当たってのルールについて』(5~6ページ)の内容を守ることが、『許可の条件』となります。

このような内容での『使用許可申請が可能な方』については、『④漁港施設使用許可申請書について』(7~9ページ)に基づき、許可申請書などの関係書類を、「豊頃町役場」あてに提出下さるようお願いいたします。

### <平成21年度における注意事項>

1. 平成21年度における大津漁港の開放は、プレジャーボートの皆さんからの早期の開放要望も多いことから、『平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間』を予定しておりますが、漁港工事などの進捗状況などによっては、平成21年4月1日の使用開始以降においても、プレジャーボートの『南船揚場や駐車場の使用を停止』することがありますので、十勝支庁から使用停止を含む各種の「指示」があった場合については、必ずその指示に従って下さい。
2. 秋サケ釣りが最盛期となる『平成21年8月1日から平成21年10月31日までの3ヶ月間』については、相当数の使用許可申請が見込まれますが、漁港工事などの進捗状況などによっては、トレーラーの駐車場の確保が困難となることが予想されます。しかし、周辺には「南船揚場」背後の駐車場以外にトレーラーを駐車する場所が無いことから、同期間中については、現地での駐車場不足に伴うトラブルを未然に防止するため、『長期使用の使用許可申請者のみ許可』を行うこととします。このため、気象条件により使用日の変更の可能性がある『7日以内の日単位の短期使用の許可申請』については、許可をいたしません。
3. 大津漁港においては、平成20年度に引き続き、南船揚場や駐車場周辺において、『漁港監視員』や『とがちマリン連盟』の指導員が、現場の状況に応じて、各種のお知らせや指示などを行いますので、必ずその「指示」には従って下さい。
4. 平成19年度より、『漁船との衝突などの海難事故を未然防止に防止するための船体への「リフレクター(レーダー反射板)」の装備』と、『万一の海難事故や漁具被害時などのための「損害賠償保険」の加入』について、大津漁港の使用を希望するプレジャーボートの『許可に当たっての条件』といたしましたので、許可申請の際には確認のために、必ず指定された関係書類などを添付して下さい。なお、この2つの条件を満たさないプレジャーボートについては、許可をいたしません。
5. 南船揚場周辺を含む大津漁港内においては、漁港工事などを実施しているため、大型工事車両の通行や工事関係者の往来が頻繁にありますので、交通事故に注意を行い、工事現場には絶対に立ち入らないようお願いいたします。

## ② プレジャーボートの使用できる漁港施設について

平成21年度の大津漁港におけるプレジャーボートが使用できる漁港施設（許可施設）などは、次のとおりとします。

なお、クレーンによるプレジャーボートの上下架は認めておりません。

また、水上バイク、シーカヤック、カヌー、手漕ぎボート及びゴムボートについては、原則使用できません。

### 1. 使用できる漁港施設について …【許可施設】

- (1) プレジャーボートが使用できる漁港施設は、別に示す『南船揚場（100m）』（通称：間口側船揚場）とします。
- (2) 南船揚場の使用許可を受けたプレジャーボートに限り、プレジャーボートを積載し牽引したトレーラーなどの移動の際に、プレジャーボートを別に示す『南護岸（20m）』へ、一時的に係留することができます。
- (3) 南船揚場の使用許可を受けたプレジャーボートに限り、トレーラーなどを別に示す『駐車場（3ヶ所）』に駐車することができます。
- (4) ただし、『②駐車場（No.2）』及び『⑦共用道路』については、漁港工事などに使用する予定でありますので、工事に伴う同施設の使用の制限や停止などの各種の指示には必ず従って下さい。

### 2. 漁港施設を使用できる期間について …【許可期間】

- (1) プレジャーボートが南船揚場を使用できる期間は、『平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間』とします。
- (2) ただし、周辺の一部の漁港施設においては、平成21年3月1日現在も、漁港工事などを実施しているため、平成21年4月1日の使用開始以降についても、工事の進捗状況などにより、南船揚場の使用を停止することがあります。

### 3. 漁港施設を使用できる隻数について …【許可隻数】

- (1) プレジャーボートが南船揚場を使用できる隻数は、別に示す3ヶ所の駐車場にトレーラーなどが『駐車可能な台数』とします。（※周辺には、南船揚場背後の駐車場以外にトレーラーを駐車する場所が無いうえに、同駐車場以外は「南船揚場」の使用上において支障を来す可能性があることから、申請者自らの漁港周辺の借地による駐車場確保は原則として認めません。）

- (2) ただし、周辺の一部の漁港施設においては、平成21年3月1日現在も、漁港工事を実施しているため、駐車場の『駐車可能な台数』については、工事の進捗状況などを考慮し、別に十勝支庁が決定します。
- (3) なお、秋サケ釣りが最盛期となる『平成21年8月1日から平成21年10月31日までの3ヶ月間』については、相当数の使用許可申請が見込まれますが、漁港工事などの進捗状況などによっては、トレーラーの駐車場の確保が困難となることが予想されます。  
しかし、周辺には「南船揚場」背後の駐車場以外にトレーラーを駐車する場所が無いことから、同期間中については、現地での駐車場不足に伴うトラブルを未然に防止するため、『長期使用の使用許可申請者のみ許可』を行うこととします。  
このため、気象条件により使用日の変更の可能性がある『7日以内の日単位の短期使用の許可申請』については、許可をいたしません。

#### 4. その他

- (1) 平成21年度に引き続き、南船揚場や駐車場周辺において、『漁港監視員』や『とかちマリン連盟』の指導員が、現場の状況に応じて、各種のお知らせや指示などを行いますので、必ずその「指示」には従って下さい。
- (2) 南船揚場においては、整然とプレジャーボートを上下架するとともに、上下架後は速やかにトレーラーを移動して下さい。
- (3) 駐車場においては、整然とトレーラーなどの駐車を行い、駐車場内における宿泊や火気の使用は、原則禁止します。(なお、トレーラーなどの駐車は、原則として1日を越えてはなりません。)
- (4) 南船揚場並びに駐車場を含む周辺の漁港施設において、冬期間の除廃雪については、基本的に行いません。

## ③ プレジャーボートの漁港施設を使用するに当たってのルールについて

大津漁港においては、『とかち合意』に基づき、平成16年度よりプレジャーボートが漁港を使用するに当たっての『ルール』を、次のとおり定めております。

このルールは、プレジャーボートが大津漁港を使用する際に必要となる、「北海道漁港管理条例」並びに「大津漁港維持運営計画」に基づく、「施設使用許可指令書」の裏面の『5. 使用者の責務』の一部となりますので、必ず守るようにお願いします。

なお、このルールを守らないプレジャーボートについては、次回以降の許可申請の際に、許可を行わない場合がありますのでご注意ください。

### 1. 出入港の時間について

- (1) プレジャーボートの出入港の時間は、出港時間を『午前5時以降』、入港時間を『午後4時』までを基本としますが、入港時間については、海難事故発生時の初動対応の見地から、自らが入港時間を『1時間繰り上げでの入港（午後3時）』を心掛けて下さい。
- (2) ただし、この出入港時間については、季節や漁業状況などにより、その都度、十勝支庁が決定します。

### 2. 港内における航路について

- (1) プレジャーボートの港内における航路は、航行の安全のために、別に示す航路の両端2ヶ所に設置された『赤色及び緑色の航路浮標』の間を、低速で曳き波を抑えた安全な速度で航行することを基本とします。
- (2) プレジャーボートは、港内を航行中に、前後方から接近する漁船や工事作業船などがある場合は、周辺の安全を確認したうえで、早めの回避行動を行い、漁船などに航路を譲るようにして下さい。

### 3. 港外における航路について

- (1) プレジャーボートの港外における航路は、別に示す大津漁港間口の外付近からコンパス針路140°で沖合2マイルのポイント（N42°39'113、E143°39'957、水深26m）までの間を結んだ『港外航路（トレースライン）』を、出入港の際には必ず航行して下さい。
- (2) ただし、大津漁港周辺の沿岸一帯には、秋サケ定置網などの漁具が設置されていることから、プレジャーボートの秋サケ定置網への乗り上げ事故や接触事故並びに接近被害、漁船との衝突事故などを防止するため、港外航路（トレースライン）を除く、『沿岸4000m未満の海域』でのプレジャーボートの航行、停泊及び遊漁行為は禁止します。

#### 4. 出港届の提出について

- (1) プレジャーボートは、出港前に別に示す『出港届』を、所定の場所に自らが必ず提出して下さい。

#### 5. 出入港の基準について

- (1) プレジャーボートは、海難事故の未然防止のため、強風・波浪・濃霧の注意報や警報が発令されている場合は『出港を中止』し、出港後においても、各種注意報・警報の発令や天候の変化が認められる場合は、『速やかに帰港』して下さい。

#### 6. 遊漁の区域について

- (1) プレジャーボートによる遊漁は、十勝支庁管内沖合においては、別に示す『釧路市と浦幌町の境界線並びに豊頃町と大樹町の境界線の双方沖合側延長線と水深200メートル線により囲まれた海域』とします。

#### 7. 遊漁の釣獲制限について

- (1) プレジャーボートによる遊漁の釣獲物のうち、秋サケについては、当面の間、乗船者1名当たり『1日10尾以内』とします。

#### 8. 遊漁の自粛について

- (1) プレジャーボートによる遊漁は、十勝支庁管内の秋サケ定置網漁業が、採卵用の親魚を確保するために、自主規制（定置網の網揚げ等）を実施した場合は、プレジャーボートによる遊漁も『自粛』を行って下さい。
- (2) この自主規制に伴うプレジャーボートによる遊漁の自粛方法については、その都度検討を行い、十勝支庁が決定します。

#### 9. 帰港届の提出について

- (1) プレジャーボートは、帰港時に別に示す『帰港届』（旧「釣獲調査表」）を、所定の場所に自らが必ず提出して下さい。

#### 10. リフレクター（レーダー反射板）の装備について

- (1) プレジャーボートは、船体が低く漁船などの他の船舶のレーダー上において確認が困難な場合が多いため、衝突などの海難事故の未然防止の見地から、船体へのリフレクター（レーダー反射板）の装備は、「許可に当たっての条件」となっておりますので、必ず装備して下さい。

## ④ プレジャーボートの漁港施設使用許可申請について

### 1. 使用許可の申請期間について

- (1) 平成21年度に大津漁港の使用を希望するプレジャーボートについては、施設使用許可申請書ほかの関係書類を、次の希望使用開始日別の申請期間内に「豊頃町役場産業課」あてに「1部」提出して下さい。

	〈希望使用開始日〉	〈申請期間〉
①	使用開始日：1日以降 ----- 例) 6月1日～7月31日	使用希望月の前月の1日から15日までの間 ----- 例) 5月1日～5月15日までに許可申請書等を提出
②	使用開始日：16日以降 ----- 例) 6月16日～7月31日	使用希望月の前月の16日から末日までの間 ----- 例) 5月16日～5月31日までに許可申請書等を提出

- (2) ただし、許可申請書などの到着が、前表の①又は②の「申請期間の最終日」を1日たりとも過ぎてしまった場合については、その時点で如何なる理由があっても「不許可」として、申請者に返送しますので、郵送される場合は余裕を持って申請して下さいをお願いします。
- (3) なお、郵送の場合は、前表の①又は②の「申請期間の最終日」までに豊頃町役場へ必着となりますので、それぞれの申請期間内に郵送しても、最終日の翌日に申請書が届いた場合は、不受理となります。(※「申請期間の最終日」が閉庁日の場合は、翌開庁日が最終日となります。)

### 2. 使用許可申請に必要な書類について

- (1) 大津漁港における施設使用許可申請に際しては、次の関係書類の提出が必要となります。

平成19年度より、『漁船との衝突などの海難事故を未然防止に防止するための船体への「リフレクター（レーダー反射板）」の装備』と、『万一の海難事故や漁具被害時などのための「損害賠償保険」の加入』については、大津漁港の使用を希望するプレジャーボートの『許可に当たっての条件』といたしましたので、許可申請の際には確認のために、必ず指定された関係書類などを添付して下さい。

なお、この2つの条件を満たさないプレジャーボートについては、許可をいたしません。

	〈提出書類名〉	〈様式名〉
①	指示施設使用許可申請書（※リフレクターの装備、損害保険賠償の加入の確認項目あり）	別紙様式-1
②	船舶検査証書の写し	-
③	使用する船舟全体を撮影した写真（船舶番号、船舶検査済票の番号、リフレクターが確認できる写真）	-

④	船舶使用者の海技免状の写し	—
⑤	ポートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項	添付様式
⑥	損害賠償保険に係る保険証券の写し（※提出の義務化）	—
⑦	船舶所有者の使用承諾書 【申請者と船舶所有者が異なる場合】	別紙様式-2

- (2) 施設使用許可申請に当たって、次の関係書類の内容については、特にご注意を願います。  
もし、申請書及び関係書類に虚偽の内容や法令に抵触する誤りがあった場合については、理由の如何を問わず、許可後においても許可の取り消しなどの処分を行う場合があります。

〈関係書類において特に注意する内容〉	
①	・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶の航行する区域及び大きさの区分に必要な海技免状を有していますか？
②	<p>・ 利用を希望する漁港は、船舶検査証書に記載されている航行区域内ですか？</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【事例】… 過去の使用許可申請において、大津漁港が船舶検査証書に記載されている「航行区域内」に含まれていなかったため、申請書をお返しした事例が数件ありました。</p> </div> <p>・ なお、大津漁港が「航行区域内」に含まれている場合においても、沖合側の区域が「5マイル以内」に制限されているプレジャーボートが一部に見受けられ、遊漁と「航行区域」が異なる実態が散見されますので、該当船は「航行区域」の変更などの関係事務手続きをお願いします。</p>
③	・ 所有する船舶の種類（用途）は、船舶検査証書に記載されている用途ですか？
④	・ 船舶を陸送するためのトレーラーは、道路運送車両法に基づく登録及び車検、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険への加入などの関係する法令に基づく諸手続きを行っていますか？
⑤	・ 許可を受ける方以外の方が、許可を受ける船舶を使用していませんか？

### 3. 漁港施設の使用料について

#### (1) 使用料の納入について

- ① 使用料については、豊頃町役場から指示する方法により、「指定期日」までに必ず納入して下さい。



②万一、使用料が指定期日を経過後も納入されない場合については、「許可の取消し」を行うことがあるほか、次回以降の許可申請に対しては、「許可されない」ことがあります。

(2) 使用料の算定について

- ①使用料については、申請書に記載された「使用の期間」により、使用料が算定されます。
- ②使用料については、使用の期間により、「短期間使用」(7日以内)と「長期間使用」(「短期間使用」以外の期間)に区分されます。
- ③料金は、船長と使用日数(期間)により算定しますが、船長のメートル未満の端数については、「切上げてメートル単位」で計算されます。
- ④なお、長期間使用の料金区分については、使用期間に応じて「〇〇以上〇〇未満」の期間で区分されていますが、全道的にこの期間の「解釈の誤り」から、使用料金に誤解が生じている事例が多く見受けられますので、次の事例を参考に注意して下さい。

【事例】・・・Aさんは、B漁港の船揚場を使用するため、C町役場へ「4月5日から5月4日まで」の使用期間で許可申請しました。

・Aさんの解釈では、「4月5日から5月4日まで」の使用期間なので、船長「4.15m」(※m未満の端数は切り上げて5m)のAさんのボートは、「1月未満」の料金(船長1m当たり800円)が適用され、使用料金については、「800円×5m=4,000円」になるものと解釈していました。

・その後、Aさんに対してC町役場から、B漁港の施設使用許可指令書と漁港施設使用料の納入通知書の送付があり、内容を確認したところ、納入通知書に記載されている使用料の金額が「10,000円」となっていたため、Aさんは、C町役場へ確認しました。

・C町役場の担当者からは、『Aさんからの申請は、使用期間が「4月5日から5月4日まで」の申請となっていますので、期間計算上、使用期間は丁度「1月(30日)」となります。このため、長期間使用の料金区分では、「1月以上3月未満」の料金(船長1m当たり2,000円)が適用となり、Aさんの申請に基づく、使用料金は、2,000円×5m=10,000円となります。』との説明を受けました。

※「長期間使用」における使用期間、船長別の使用料一覧表

(単位：円)

船長 使用期間	1 m 当たり	<参考>：船長別換算表						
		5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1月未満	800	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000	8,800
1月以上3月未満	2,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
3月以上6月未満	3,400	17,000	20,400	23,800	27,200	30,600	34,000	37,400
6月以上9月未満	4,700	23,500	28,200	32,900	37,600	42,300	47,000	51,700
9月以上1年まで	5,200	26,000	31,200	36,400	41,600	46,800	52,000	57,200

※「短期間使用」における使用日数、船長別の使用料一覧表

(単位：円)

船長 使用日数	1 m 当たり	＜参考＞：船長別換算表						
		5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1 日	105	525	630	735	840	945	1,050	1,155
2 日	210	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100	2,310
3 日	315	1,575	1,890	2,205	2,520	2,835	3,150	3,465
4 日	420	2,100	2,520	2,940	3,360	3,780	4,200	4,620
5 日	525	2,625	3,150	3,675	4,200	4,725	5,250	5,775
6 日	630	3,150	3,780	4,410	5,040	5,670	6,300	6,930
7 日	735	3,675	4,410	5,145	5,880	6,615	7,350	8,085

4. 許可申請書ほかの関係書類の提出先について

〔住所〕 〒089-5392 中川郡豊頃町茂岩本町125番地

〔担当課〕 豊頃町役場産業課水産係

〔電話番号〕 代表015-574-2211 (Fax: 015-574-3680)

この『平成21年度版 大津漁港におけるプレジャーボートの漁港施設の使用について』に関するご質問などは、次の十勝支庁水産課までお問い合わせ下さい。

＜お問い合わせ先＞

〔担当係〕 十勝支庁産業振興部水産課水産振興係



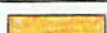





〔住所〕 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1

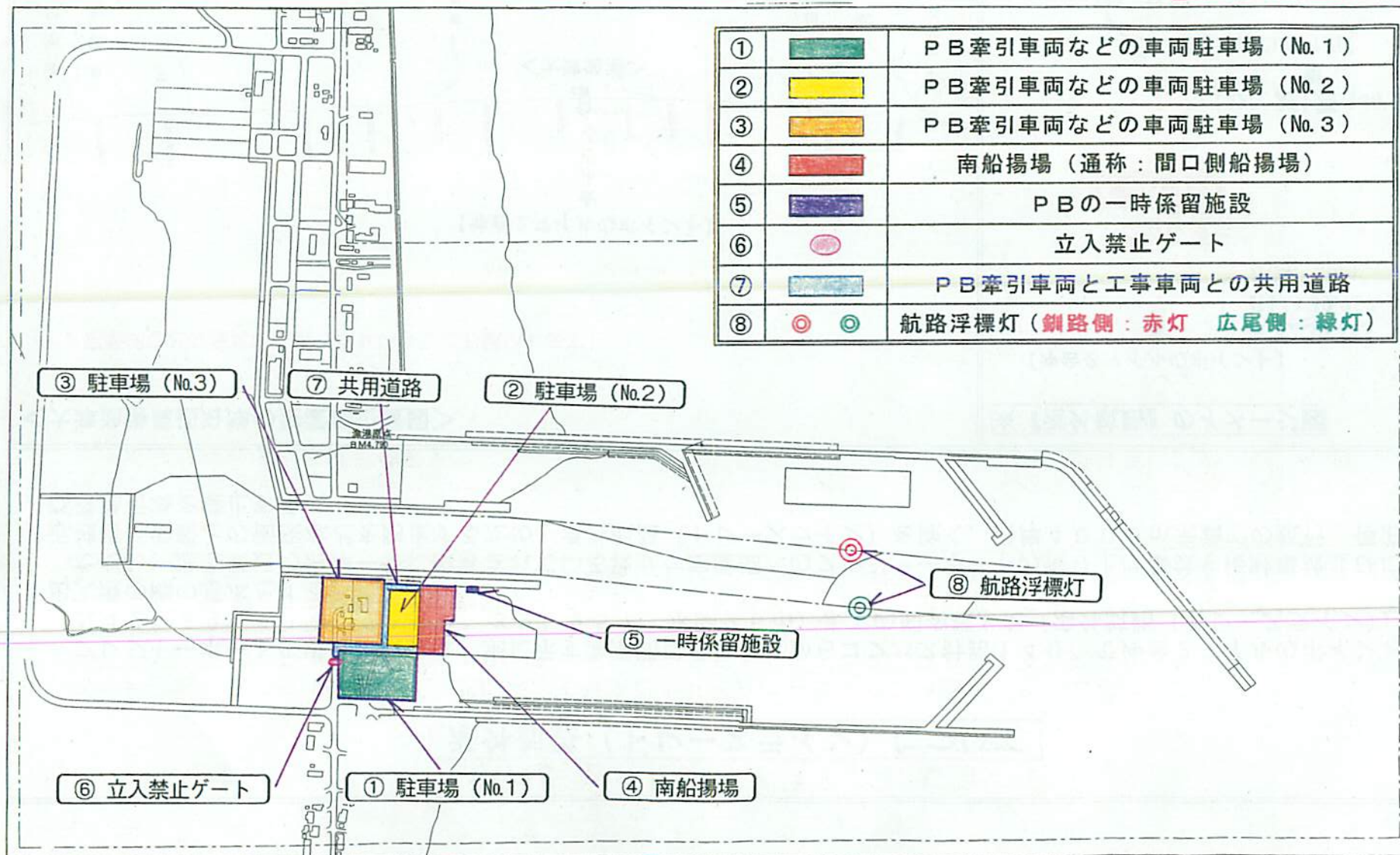
〔電話番号〕 水産課直通 0155-26-9058

〔F A X〕 水産課直通 0155-24-1623

平成17年8月1日以降にPBが使用できる漁港施設

平成17年8月1日改正

①		PB牽引車両などの車両駐車場 (No. 1)
②		PB牽引車両などの車両駐車場 (No. 2)
③		PB牽引車両などの車両駐車場 (No. 3)
④		南船揚場 (通称：間口側船揚場)
⑤		PBの一時係留施設
⑥		立入禁止ゲート
⑦		PB牽引車両と工事車両との共用道路
⑧		航路浮標灯 (釧路側：赤灯 広尾側：緑灯)



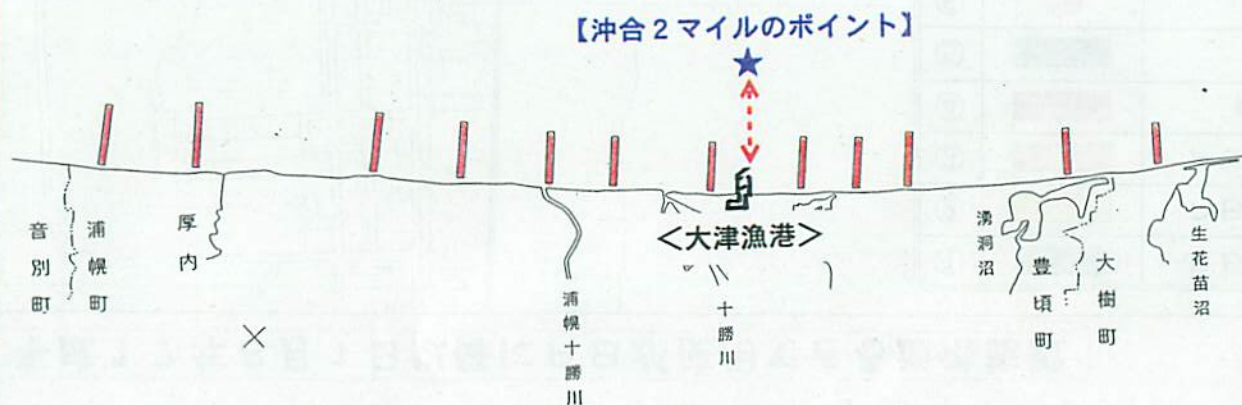
## 港外航路（トレースライン）について

プレジャーボートの港外の航路は、別に示す漁港間口の外付近からコンパス針路140°で沖合2マイルのポイント（N42°39'113、E143°39'957、水深26m）までの間を結んだ「港外航路（トレースライン）」を、出入港の際の基本とする。

ただし、漁港周辺の沿岸一帯に設置されている秋サケ定置網へのプレジャーボートの乗り上げ事故や接触事故並びに接近被害、漁船との衝突などを防止するため、港外航路（トレースライン）を除く、沿岸4000m未満での航行、停泊及び遊漁行為を禁止する。

### <大津漁港周辺沿岸の定置網位置図>

※定置網などの漁具には近づかないようにお願いします!



### ※『港外航路』のイメージ図

【沖合2マイルのポイント】

( N 42,39,113  
E 143,39,957  
水深 26m )

港外航路

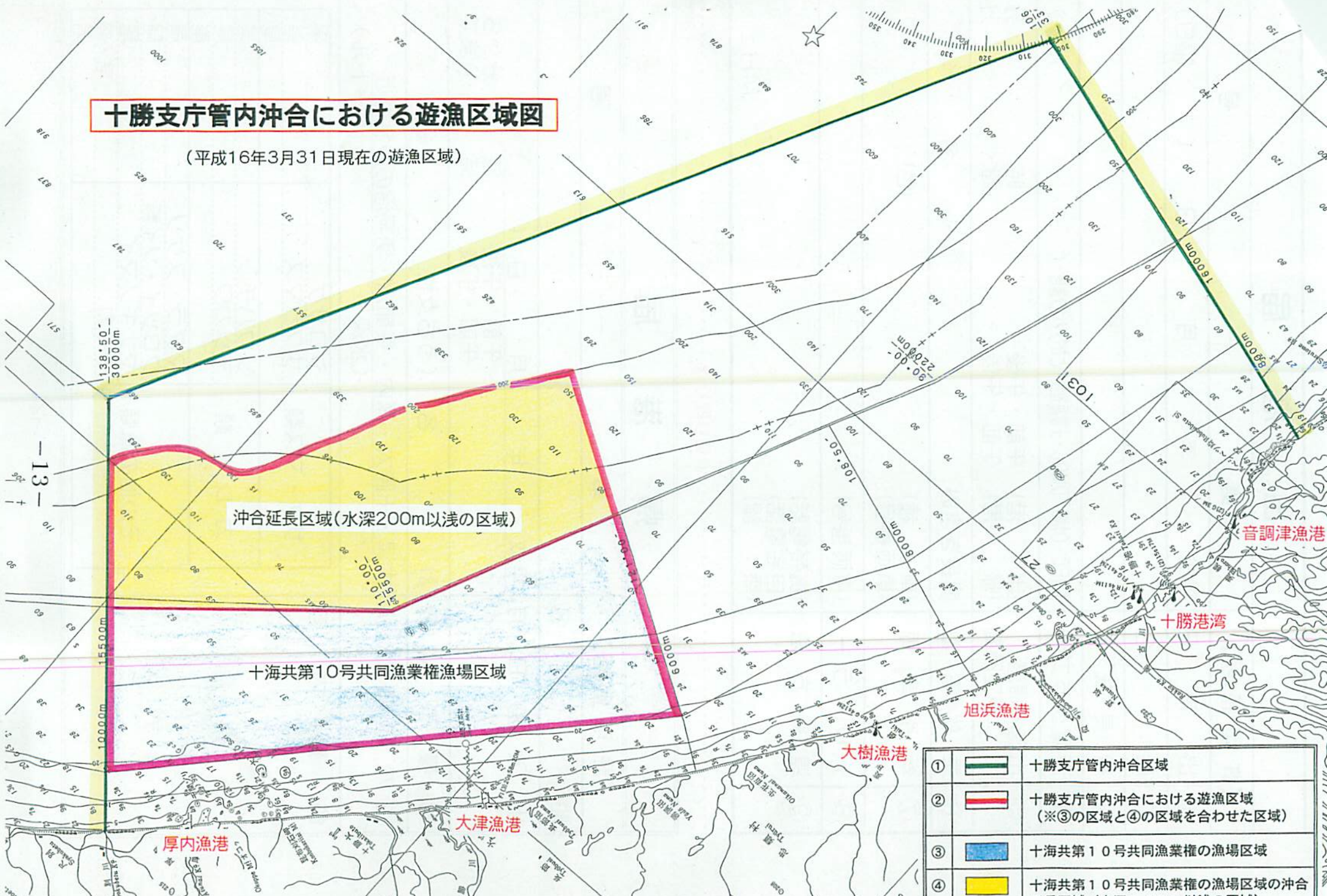
(コンパス針路 140°)

【漁港間口外付近】

<大津漁港>

# 十勝支庁管内沖合における遊漁区域図

(平成16年3月31日現在の遊漁区域)



沖合延長区域(水深200m以浅の区域)

十海共第10号共同漁業権漁場区域

①		十勝支庁管内沖合区域
②		十勝支庁管内沖合における遊漁区域 (※③の区域と④の区域を合わせた区域)
③		十海共第10号共同漁業権の漁場区域
④		十海共第10号共同漁業権の漁場区域の沖合延長区域(水深200m以浅の区域)

## 出 港 届

【許 可 番 号】	第	—	号
① 出 港 日	平成	年	月 日 ( 曜日 )
② 船 名			
③ 船 長 氏 名			
④ 所 属 ク ラ ブ 名	TMFC・OMC・DMOC・十勝海遊会・とちまりン連盟・( )		
⑤ 出 港 ・ 帰 港 予 定 時 間	(出 港)	午前 ・ 午後	時 分
	(帰 港)	午前 ・ 午後	時 分
⑥ 乗 船 者 数	船長を含み 名		
⑦ 牽 引 車 両	(車 種)	(色)	
	(車 両 番 号)		
⑧ ト レ ー ラ ー	(車 両 番 号)		
⑨ 連 絡 方 法	(携 帯 電 話)		
	(自 宅 電 話)		
	(無 線)	MHz	

..... ( 切り取り線 ) .....

## 帰 港 届

【許 可 番 号】	第	—	号
船 名			
出 入 港 日 時	平成	年	月 日 ( )
			午前 ・ 午後 時 分から
			午前 ・ 午後 時 分まで
釣 獲 者 人 数	計 名 (うち女性 名)		
主 な 釣 獲 場 所	大津・十勝太・厚内・長節沼・湧洞沼の沖合付近 (水深：メートル)		
釣 獲 内 容	サケ ・ マス 類	シロサケ サクラマス	尾 尾 尾
	カ レ イ 類	ソウハチ マツカワ	尾 尾 尾 尾
	そ の 他 の 魚 類	マダラ ・ スケソ クロソイ ・ ソイ 類 ヤナギノマイ イ カ	尾 尾 尾 尾 尾 尾 尾 尾 ・ 箱 尾

## 指示施設使用許可申請書

平成 年 月 日

豊頃町長様

郵便番号：  
住 所：  
申請者 (ふりがな)  
氏 名：  
電話番号：  
日中の連絡先：

次のとおり、指示施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	第4種 大津漁港
船 舟 名	
船舟の長さ、幅員及び喫水、推進機関の種類及び馬力、船舟の材質並びに船舟の種類	長さ： m、幅員： m、喫水： m 推進機関： 、馬力： 馬力 船舟材質： 船舟の種類：
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
使用する漁港施設の名称	大津漁港 南船揚場（斜路）
使 用 の 目 的	釣りのため
使 用 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
船舟使用者の住所及び氏名	(船舟の使用者と申請者が異なる場合のみ記入。)
船舟所有者の住所及び氏名 法人にあっては、その名称 代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地	(船舟の所有者と申請者が異なる場合のみ記入。)

※ ①リフレクターの装備 (有・無) ②損害賠償保険の加入 (有・無)

## 船 舟 使 用 承 諾 書

平成 年 月 日

豊 頃 町 長 様

船舟所有者 住所：

氏名： ㊟

私が所有している船舟を次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

使 用 者 〔法人にあっては、 その名称及び 代表者名〕	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船 舟 名		
船舶番号、船舶検査 済票の番号、又は 漁 船 登 録 番 号		

※船舟所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること。



[添付様式]

ポートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項

使用する漁港 第4種 大津漁港		使用の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
車両の種類	メーカー、車種、色	車両登録番号
牽引車	メーカー： 車 種： 色 ：	
トレーラー		

※・複数の牽引車及び、トレーラーを使用する可能性がある場合については、使用する可能性があると思われるすべての車両についてご記入願います。

・また、提出後に車両の変更、追加等がある場合については、豊頃町産業課までご連絡願います。

# 大津漁港施設の使用に係る申請書記入例及び注意事項について

【別紙様式-1】

## 指示施設使用許可申請書

平成21年 5月17日

豊頃町長 様

郵便番号 080-8588  
 住所 帯広市東3条南3丁目  
 申請者 (お名前) とから たろう  
 氏名 十勝 太郎 ㊟  
 電話番号 : (0155) 26-9058  
 日中の連絡先 : 090-1234-5678

次のとおり、指示施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	第4種 大津漁港
船 舟 名	十勝丸 (※船名は、船舶検査証書に記載の船名を記入)
船舶の長さ、幅員及び深さ、推進機関の種類及び馬力、船舶の材質並びに船舟の種類	長さ：4.5m、幅員：2.2m、深さ：0.98m 推進機関：船外機（電気着火）、馬力：100馬力 船舶の材質：FRP、船舟の種類：汽船
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	第123-45678号
使用する漁港施設の名称	大津漁港 南船揚場（斜路）
使用の目的	釣りのため (※簡潔に分かり易く記入して下さい)
使用の期間	平成21年 6月16日から 平成21年 7月31日まで
船舟使用者の住所及び氏名	(※船舟の使用者と申請者が異なる場合のみ記入)
船舟所有者の住所及び氏名 [法人にあっては、その名称 代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地]	(※船舟の所有者と申請者が異なる場合のみ記入)

※ ①リフレクターの装備 (有・無) ②損害賠償保険の加入 (有・無)  
 (※「既記に当てはまるの特性」となっているリフレクターの装備と損害賠償保険の加入の有無を記入して下さい。もしどちらか一方が「無」の場合は「不既記」となりますのでご注意ください。)

### 1. 申請年月日について

使用許可申請書の提出にあたっては、次の希望使用開始日別の申請期間内に必ず到着するように、豊頃町役場に提出することとなっておりますのでご注意ください。

	<希望使用開始日>	<申請期間>
①	使用開始日：1日以降 例) 6月1日～7月31日	使用希望月の前月の1日から15日までの間 例) 5月1日～5月15日までに許可申請書等を提出
②	使用開始日：16日以降 例) 6月16日～7月31日	使用希望月の前月の16日から末日までの間 例) 5月16日～5月31日までに許可申請書等を提出

※申請期間の末日が開庁日の場合は、翌開庁日が期日となります(例：15日が土曜日の場合は17日の月曜日、31日(30日)が土曜日の場合は翌月2日の月曜日が期日となります。)

### 2. 申請書類について

使用許可申請書の内容に不備等があった場合など緊急に、市町村から照会が必要となる場合がありますので、日中でも連絡可能な、「携帯電話番号」及び「緊急連絡先電話番号」を記載して下さい。  
 なお、申請書の記載内容に不備等があり、かつ、連絡がつかない場合には、不許可とさせていただきます。ご了承ください。

### 3. 船舶の長さ、幅員等の記載について

当該記入欄には、船舶検査証及び船舶検査手帳に記載されている事項を記入願います。  
 ※・長さ、幅、深さについては、船舶検査手帳の「長さ(L)」、「船の幅(B)」、「船の深さ」欄を転記して下さい。

### 4. 「船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号」について

船舶検査証書に記載されている番号を記入願います。

### 5. 「使用する漁港施設の名称」について

漁港名だけでなく、使用する施設名も必ず記入して下さい。  
 なお、今年度において、大津漁港で漁船以外の船舟(プレジャーボート)が使用できる施設については、「南船揚場(斜路)のみ」となっておりますのでご注意ください。

### 6. 「使用の期間」について

使用許可期間及び使用料の算定については、申請書に記載されている期間により許可されるので、正確に記載して下さい。

なお、許可処分後の使用許可期間(期間の延長、短縮)の変更は出来ませんのでご注意ください。

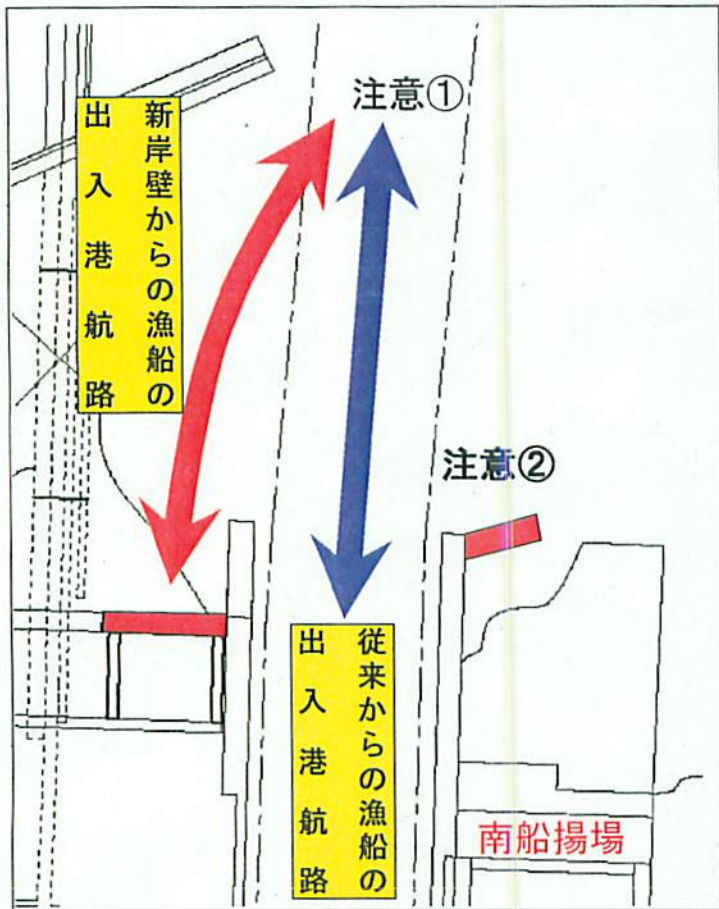
### ※使用期間例：「長期間使用」の場合

	使用開始日	使用終了日	使用料算定区分	船長1mあたりの使用料	申請書受付期間
①	4月1日	4月29日	1月未満	800円	3月1日 ～3月15日
②	4月1日	4月30日	1月以上3月未満	2,000円	
③	4月1日	6月29日	3月以上6月未満	3,400円	
④	4月1日	6月30日			
⑤	4月1日	9月29日			
⑥	4月1日	9月30日	6月以上9月未満	4,700円	

### 7. 「リフレクターの装備」「損害賠償保険の加入」について

当内容は「許可にあたっての条件」となっておりますので、必ず記載して下さい。なお、どちらか一方でも「無」の場合は不既記となりますので、ご注意ください。

# 出入港時の注意すべきポイント



注意①  
新たに整備する岸壁の一部が供用開始(試験運用)したため、3方向から1つの航路を使用して出航するので、出入港の際に衝突等に特に注意してください。

注意②  
振り込み波対策として、ブロックが設置されたため、前年と漁港形状が変化したこと  
から、付近を航行する際に特に注意してください。

振り込み波対策として、  
ブロックを設置(H21も  
引き続き実施予定)

岸壁一部完成し、H19、12  
月から供用開始(試験運用)

